

宿泊約款

〔適用範囲〕

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令等および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

〔宿泊契約の申し込み〕

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日および到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による）
 - ④ 予約者及び支払者の名前と連絡先
 - ⑤ その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

〔宿泊契約の成立等〕

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申し込み金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申し込み金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

〔申し込み金を要しないこととする特約〕

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申し込み金の支払いを求めなかった場合および当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

〔施設における感染防止対策への協力の求め〕

第4条の2

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

〔宿泊契約締結の拒否〕

第5条

当ホテルは、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
また、以下の（1）～（11）を具体例とする。

- （1） 暴力団
- （2） 暴力団員
- （3） 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- （4） 暴力団準構成員
- （5） 暴力団関係企業
- （6） 総会屋等
- （7） 社会運動等標ぼうゴロ
- （8） 政治活動等標ぼうゴロ
- （9） 特殊知能暴力集団
- （10） 準暴力団及びその他の犯罪集団
- （11） その他上記具体例に準ずる者

ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- ⑤ 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑥ 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- ⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

- ⑧ 宿泊しようとする者が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- ⑨ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑩ 東京都旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

〔宿泊契約締結の拒否の説明〕

第5条の2

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

〔宿泊客の契約解除権〕

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項規定により当ホテルが申し込み金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けま
す。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客
が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場
合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除さ
れたものとみなし処理することがあります。

〔当ホテルの契約解除権〕

第7条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテル
が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認め
られるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - ② 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴
力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい
う）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
また、以下の（1）～（11）を具体例とする。
 - （1） 暴力団
 - （2） 暴力団員
 - （3） 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - （4） 暴力団準構成員
 - （5） 暴力団関係企業
 - （6） 総会屋等
 - （7） 社会運動等標ぼうゴロ
 - （8） 政治活動等標ぼうゴロ
 - （9） 特殊知能暴力集団

(10) 準暴力団及びその他の犯罪集団

(11) その他上記具体例に準ずるもの

ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- ③ 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ④ 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- ⑤ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- ⑥ 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- ⑦ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ⑧ 東京都旅館業法施行条例第14条(第1号、第2号)の規定する場合に該当するとき。
- ⑨ 客室及び屋内公共エリアでの喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

〔契約解除の説明〕

第7条の2

宿泊客は、当ホテル(館)に対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

〔宿泊の登録〕

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - ① 宿泊客の氏名、住所および連絡先
 - ② 日本国内に住所を有さない外国人にあたっては、法令に則り国籍の確認および旅券番号のコピーを取らせていただきます。
 - ③ 出発日および出発時間
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示して当ホテルでの支払いに利用できることの確認を受けていただく必要があります。

〔客室の使用時間〕

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、全日午後3:00から翌日正午までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過6時間までは、客室料金の半額
 - (2) 超過6時間以上は、客室料金の全額

〔利用規則の厳守〕

第10条

宿泊客は、当ホテル内において、この約款に従って当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

〔営業時間〕

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の附帯サービス施設等の詳しい営業時間は備えつけパンフレット、ウェブサイトまたは各所の掲示等でご案内いたします。館内施設の営業時間は、事前の予告なく変更になる場合がありますので、ご了承ください。

- ① フロントレセプション 終日24時間
- ② 外貨両替 サービス 終日24時間
- ③ コンシェルジュ サービス 終日24時間
- ④ 飲食等サービス時間については、フロントレセプションにお尋ねいただくか、パンフレットやウェブサイト等をご確認ください。

2. 前項の時間は、変更する場合がございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

〔料金の支払い〕

第12条

- 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

〔当ホテルの責任〕

第13条

- 1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
- 2. 当ホテルは、消防法に基づく防火対象物点検を定期的に行っておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

〔契約した客室の提供ができないときの取り扱い〕

第14条

- 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できるかぎり同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

〔寄託物等の取り扱い〕

第15条

- 1. 宿泊客がフロント会計に預けた物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品につ

いては、当ホテルがその種類および価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロント会計にお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価格の申告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

〔宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〕

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め10日間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づき最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

〔駐車責任〕

第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

〔宿泊客の責任〕

第18条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項参照）

	内 訳	精 算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 サービス料（15%） 消費税（10%） 宿泊税（下記参照）
	飲食料金	飲食料およびその他利用料金 サービス料（15%） 消費税（10%）
	その他	その他利用料金 サービス料（15%） 消費税（10%）

宿泊税の税額について

（おひとり様1泊につき下記の宿泊税が加算されます。）

宿泊料金とサービス料の合計金額	税額
・ 10,000円未満	0円
・ 10,000円以上、15,000円未満	100円
・ 15,000円以上	200円

備考

消費税及び東京都宿泊税につきましては、税法並びに条例が改正され税率や税額が変更された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2

違約金(第6条第2項参照)

ご予約のお取消し日	ご予約されたお部屋数	
	一 般 1日9部屋以内または のべ29泊以内	団 体 1日10部屋以上または のべ30泊以上
不泊	基本宿泊料の 100%	基本宿泊料の 100%
当日	〃 100%	〃 100%
前日	〃 100%	〃 100%
10日前	—	〃 50%
20日前	—	〃 10%

別表第2に関する補足

- 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
- 3. 特定日に関しましては、別途違約金が発生することがございます。
- 4. 団体のご予約に関しましては、個別の契約書に基づき、上記以外の違約金が発生する場合もございます。